

任意退職のルールは、雇用期間の定めのある・なしで異なります!

退職には次のようなものがあります。

①任意退職 (自己都合退職)	労働者の意思に基づくもの
②合意解約	会社と労働者の合意により終了
③期間満了	雇用期間の満了によって終了
④その他	定年退職、労働者の死亡など

退職・転職は労働者の自由ですが、いきなり会社を辞めるのは非常識です。退職の意思の表示、仕事の引き継ぎなど、**社会的ルールを守って円満に退職**しましょう。

Point!

任意（自己都合）退職のルール

- ①社内ルール（就業規則などに定め）がある場合は、その方法で申し出ることが望ましい。（例：1ヵ月前までに退職届を提出）
- ②社内ルールがない場合や、なかなか退職させてもらえない場合は、
 - ・雇用期間の定めがない労働契約の場合は、**2週間以上前**までに申し入れることで退職できます。（民法627条）
 - ・雇用期間の定めがある労働契約の場合は、期間満了まで退職できないのが原則ですが、**やむを得ない理由**（病気で就労困難など）があれば退職できます。（民法628条）